

# 各機関の取組状況・施策等紹介

江の川流域水害対策協議会(第1回)

# 中国地方整備局

江の川流域水害対策協議会(第1回)

中国地方整備局  
特定都市河川流域に係る制度・支援施策

---

# 特定都市河川の指定により活用できる主な制度・支援 まとめ

## ➤ 開発等に伴う雨水流出増への対策を義務化

- 田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付け**

✓ 対象行為：公共・民間の1,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更 等

## ➤ 河川への雨水流出を減らす・内水対策を支援

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等にも雨水貯留浸透施設の設置を進めてもらえるよう、補助金の拡充、税制優遇、自治体が管理できる制度等**を創設

✓ 補助金の拡充：補助率の高上げ（補助率1/3⇒**1/2**）（R3.11～）

✓ 税制優遇：施設に係る**固定資産税の課税標準を1/6～1/2の間で軽減**（R3.11～）

### <雨水貯留浸透施設の例>



## ➤ 農地等の貯留機能を活用・保全

### 貯留機能保全区域の指定

- 河川沿いの低地や農地等、その土地が**元々持つ雨水等を貯留する機能を、土地所有者の同意を得た上で、将来にわたって保全する**



洪水・雨水を貯留する機能を有する土地の例

✓ 指定権者：都道府県知事等

✓ 盛土等の行為の**事前届出義務**、届出内容に対し**助言・勧告**が可能

(R4.4～)

✓ 税制優遇：指定後**3年間の固定資産税・都市計画税の課税標準を2/3～5/6の間で軽減**

## ➤ 水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

### 浸水被害防止区域の指定

- 「**居住を避ける・居住する場合にも命を守る・移転を促す**」取組を推進

#### 居住を避ける取組

##### 開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における**自己居住用住宅以外**の開発を原則禁止

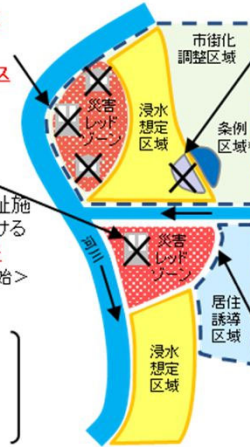
※ **病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス**等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

##### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における**新規整備を補助対象から原則除外**  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考) 災害レッドゾーン

- ・ **浸水被害防止区域**（R3.11施行）
- ・ 災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域



##### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外**（R4.4～）

※都市計画法第34条第11号、12号に基づき条例で指定する区域

(参考) 災害イエローゾーン

- ・ **浸水想定区域**（土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・ 土砂災害警戒区域

##### 居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域から原則除外**

#### 居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

##### 浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**

- 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、**土地の安全上必要な措置を講ずる**
- 住宅・要配慮者施設の建築行為について、**居室の床面の高さが基準水位以上**、**洪水等に対して安全な構造とする**

##### 既存の住宅等の浸水対策(高上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加  
<R4年度予算より>



##### 被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→**5戸に緩和**
- (かけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域等**を追加 <R4年度予算より>

新規  
事項

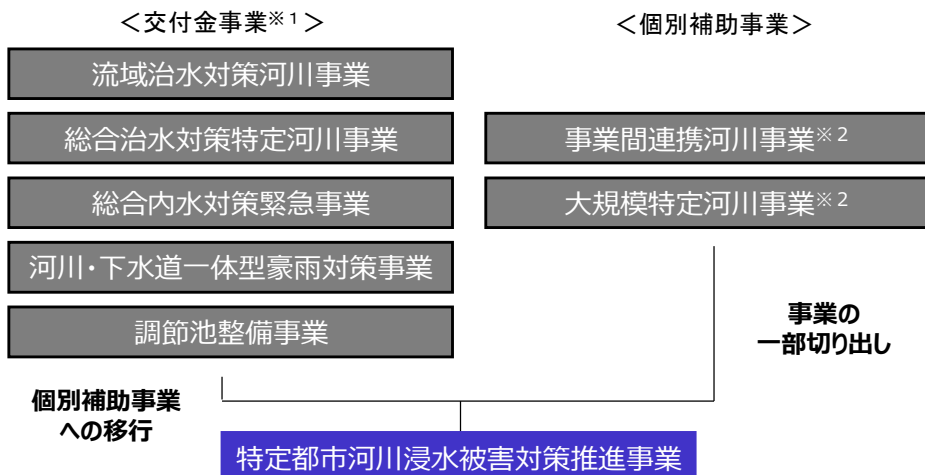
# 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2 / 4)

令和4年度  
水管理・国土保全局関係  
予算概要(令和4年1月)  
より抜粋

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

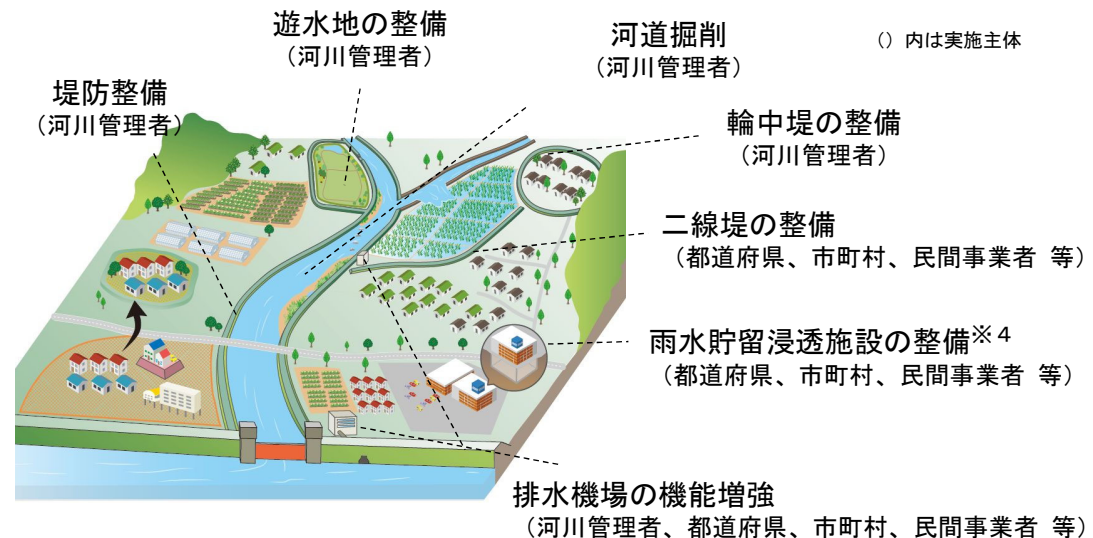
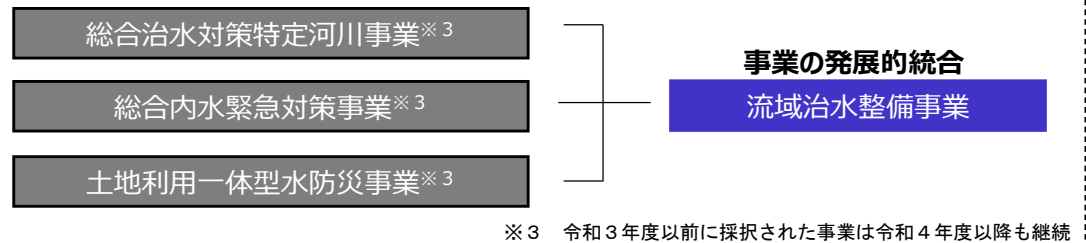


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ <u>1/2(個別補助事業)</u>

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある  
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

## 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備(R3年度に制度拡充)  
 実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2  
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税  
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

# 雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度 まとめ

- 地方公共団体のみならず、**民間による雨水貯留浸透施設の整備**を促進
- 特に、**特定都市河川流域における官民による雨水貯留浸透施設の整備**に係る支援制度を強化

## 雨水貯留浸透施設の例

① 平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

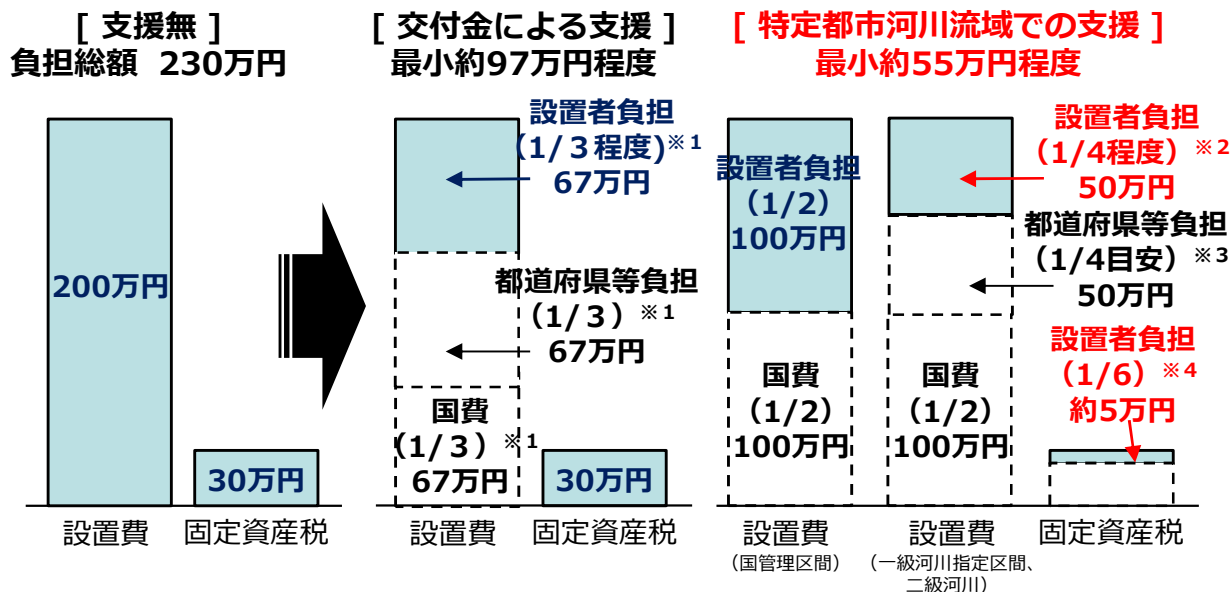
予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域での支援＞(R3.11～)

予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲



注) 試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

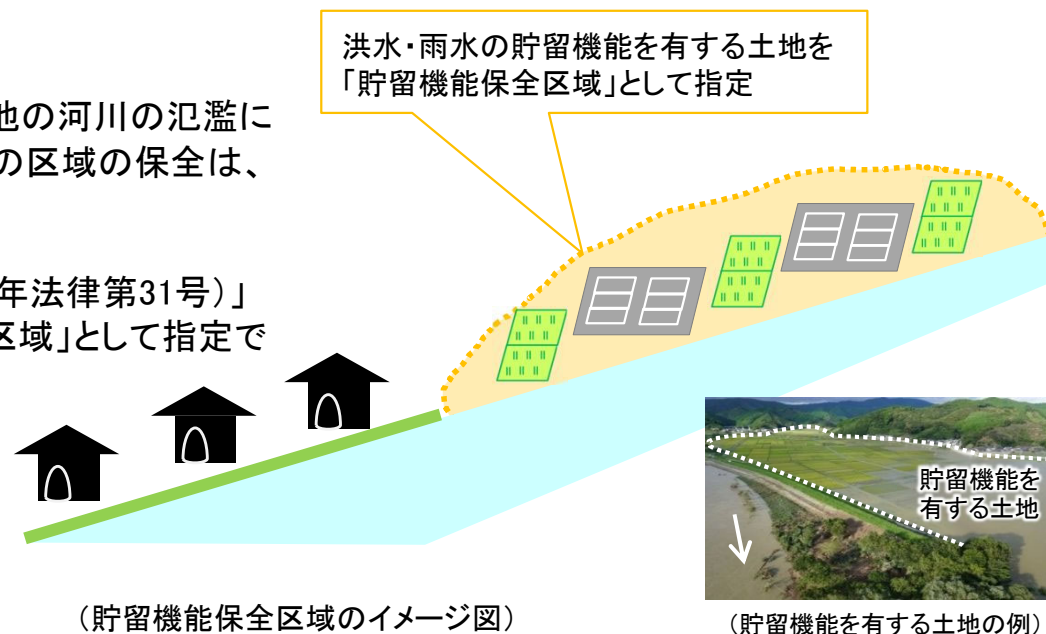
- ※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります
- ※3 都道府県等の負担分は、**負担額の5割について特別交付税措置を講じる**こととしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

# 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



## 施策の内容

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

### 特例措置の期間

上記について、3年間(令和4年4月1日~令和7年3月31日)特例措置を創設する。

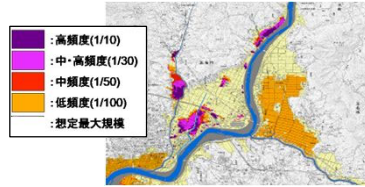
# 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり(浸水被害防止区域に係る制度)

水災害リスクを踏まえた重層的な取みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

## 水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています(監定版)  
※凡例の( )内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

## 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止  
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)  
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

## 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~) 住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

## 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
  - 一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
- ※防災集団移転促進事業  
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担(地方財政措置含む)  
最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(R2年度~)
- 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)

## 居住を避ける取組

### 開発の原則禁止

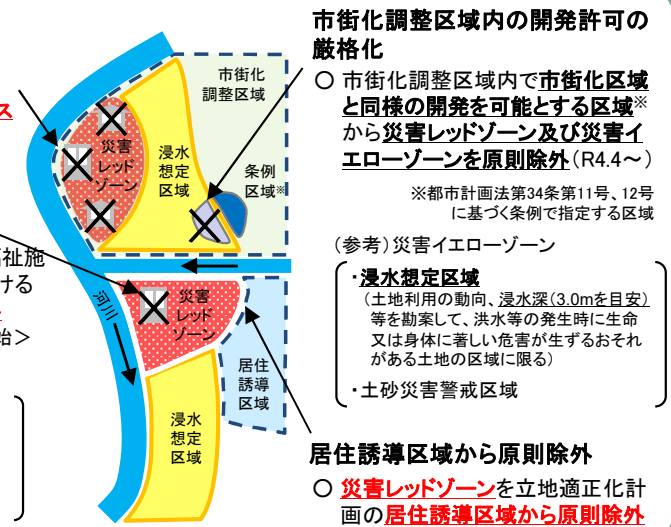
- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

### 高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外  
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



### 市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)  
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域  
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

### 居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

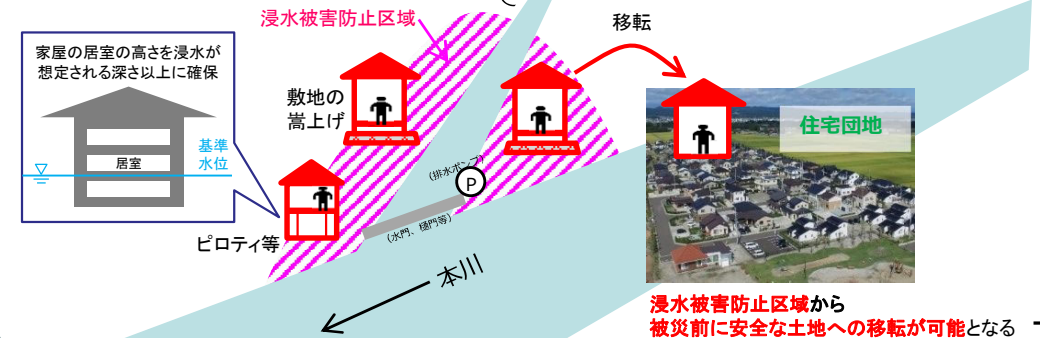
## 居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

### 浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
  - 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
  - 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
    - ・居室の床面の高さが基準水位以上
    - ・洪水等に対して安全な構造とする

### 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加  
<R4年度予算より>



### 被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和(がけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる



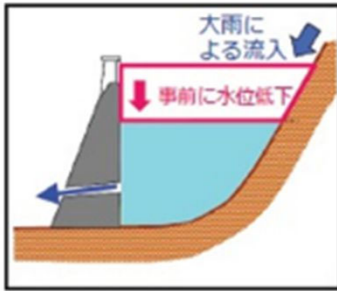
# 中国四国農政局

江の川流域水害対策協議会(第1回)

農地・農業利水施設を活用した流域の防災・減災の推進

**農業用ダム**の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

**排水施設等**の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。



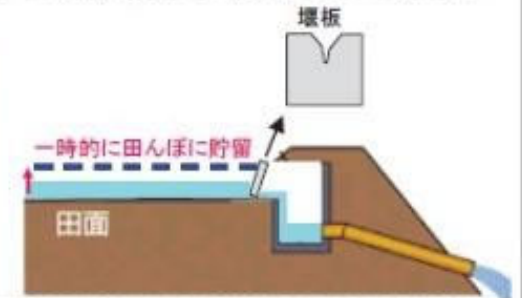
【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



**水田**の活用 (田んぼダム)

- 田んぼダム (排水口への堰板の設置等による流出抑制) によって下流域の湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

**ため池**の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット (切り欠き) を設けて貯水水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

<事業イメージ>

<対策のポイント>

水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位(働)の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能**

<事業の内容>

1. 田んぼダムの導入に対する支援

<内容>

田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定める  
【主な助成単価】 畦畔補強 14万円/100m、排水口整備

<対象事業>

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地  
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 田んぼダムの効果発現に向けた支援

<内容>

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小  
に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施  
等を支援。

<対象事業>

水利施設整備事業 (流域治水推進型)

【事業要件】

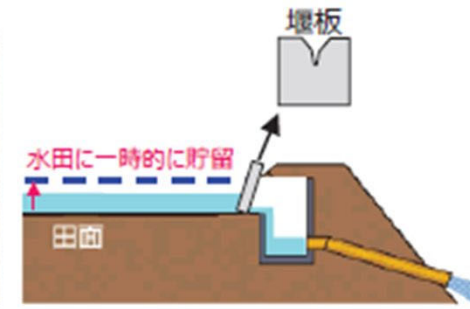
- 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
- 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みで

【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度  
される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結  
水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置  
又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

田んぼダムの取組

田んぼダム堰板の例



堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留



水田に雨水を貯留し  
下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ  
容易に雨水が流出



畦畔補強を支援



堅牢な畦畔により  
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の  
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

「田んぼダムの手引き」による普及推進

「田んぼダム」の手引き



概要版



令和4年4月

農林水産省 農村振興局 整備部

第2章 「田んぼダム」の概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制

第3章 「田んぼダム」の効果（低平地における浸水量、浸水面積の低減効果）

- 「田んぼダム」は、様々な地形で効果があり、低平地でも効果を発揮することができます。
- 排水機場で常時排水を行っている低平地の新潟県新潟市の和田地区を対象に行ったシミュレーションでも、規模の小さい降雨から大きい降雨までの浸水量、浸水面積を低減する効果が示されました。

第4章 「田んぼダム」の営農への影響（水稻の収量・品質への影響）

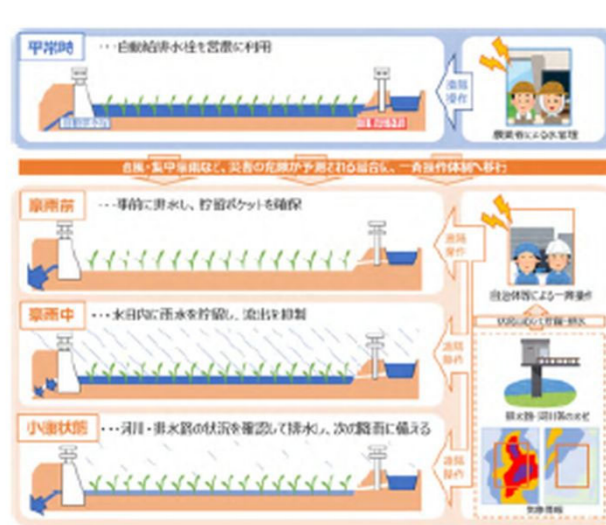
- 水稻で湛水被害が最も生じやすいのは、穂ばらみ期（7月～8月）ですが、この時期の水稻の草丈は30cmを以上に達していることから、「田んぼダム」の実施により、畦畔の範囲内（30cm程度）で雨水を貯留しても、水稻の品質や収量

第5章 「田んぼダム」の支援制度

- 「田んぼダム」の効果を発揮するには、十分な高さ（30cm程度）のある堅固な畦畔や貯留した雨水を迅速に排水できる落水口などが整備され、適切に維持管理されることが重要です。

第6章 「スマート田んぼダム」の概要

- 「スマート田んぼダム」とは、「田んぼダム」の取組を、自動給水栓、自動排水栓を活用して行う取組です。遠隔操作により、降雨前の事前排水、降雨中の貯留・流出抑制、降雨後の排水を行うことで雨水貯留能力を向上させるとともに、地域一体となった一斉操作により、「田んぼダム」の安全かつ確実な実施を図る取組であり、現在各地で実証的な取組が行われています。
- 「スマート田んぼダム」の取組を検討するに当たっては、以下のような点に留意することが重要です。



- 留意点**
- ① 自動給水栓・排水栓の導入は営農への効果の観点から検討  
自動給水栓・排水栓には導入時の費用に加えて、通信費等の費用が継続的に必要であることから、毎年行う営農への効果の観点から導入を検討することが重要です。
  - ② 行政機関を中心に操作の条件や手法を事前に調整  
事前排水、貯留、貯留後の排水といった操作について、降雨予測、降雨状況、排水路や河川の水位等がどのような状況になったら操作を行うのかといった条件（タイミング）や手法について、関係する行政機関を中心として事前に調整することが重要です。
  - ③ 作物の生産に影響を与えない範囲で行う取組  
「スマート田んぼダム」も「田んぼダム」と同様に、作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組です。地域の水需要、農作業、作物の生育等の状況を踏まえて、操作の条件や手法について農業者と事前に調整し、作物の生産に影響を与えない範囲で操作を実施することが重要です。

## 田んぼダムによる防災・減災の取組

つるおか  
【山形県鶴岡市】

### 農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

- 当地区は、ほ場整備後35年程度が経過し、施設の老朽化等から、豪雨時の排水対策に苦慮している状況にあった。
- 豪雨による水害等の対策として「田んぼダム」に着目し、平成23年度から一部のエリア(43ha)においてモデル的に取組を実施。
- この取組により、水害対策への地域住民の理解が深まり、農家組織と各集落の自主防災組織との連携による新たな防災管理体制の構築のきっかけとなっている。

### 【地区概要】

- ・取組面積 1,219ha (田1,213ha、畑 6ha)
- ・資源量 開水路144.5km、パイプライン34.9km、農道59.7km
- ・主な構成員  
農業者、非農業者、農業団体・自治会等その他団体等 107団体
- ・交付金 約96百万円(R3)  
〔 農地維持支払、資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

### 取組の経緯



水路法面の崩壊



水路側壁の倒壊

- 水路の老朽化に加え、集中豪雨により排水路側壁の倒壊や法面崩壊が度々発生していた。
- 排水路等の施設の保全のため、農地・水保全管理支払で取り組める「田んぼダム」により改善を図ることとした。
- 取組当初は田んぼダムの基礎資料も少なく、模索しながらの活動に苦慮。

### 田んぼダムによる防災・減災の取組



湛水状況



水戸板設置状況

### 田んぼダムの効果

- 田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。豪雨時に雨水が一時的に田んぼに貯留され、洪水被害を軽減。
- 田んぼダムの取組がきっかけとなり、農家組織、各集落、消防団等と自主防災組織が結成されるなど、新たな防災管理体制が整備された。
- 今後は、行政、土地改良区等と一体となって田んぼダムの取り組み範囲を拡大していき、地域において更なる防災・減災への意識醸成を目指す。



**流域治水への取組**

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、冠水域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進める必要があります。

「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、令和3年3月30日に全国109全ての一級水系（119プロジェクト）、12の二級水系（12プロジェクト）で策定・公表されました。

これらの流域治水プロジェクトのうち86プロジェクトにおいては、田んぼダムなどの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設の活用が位置付けられています。

**農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）**

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

**農業用ダムの活用**

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

【施設の整備等】

- 施設改修、移砂対策、施設管理者への指導・助言等

**水田の活用（田んぼダム）**

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の洪水被害リスクを低減。

【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

**排水施設等の活用**

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の洪水も防止・軽減。

【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ施設、降雨時の排水操作等

**ため池の活用**

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水時にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

【施設の整備等】

- 堤岸補強、洪水対策、施設管理者への指導・助言等

「田んぼダム」に関する問合せ先

- 「田んぼダム」等の検討について（流域治水、農業用排水路、排水施設等）

中国四国農政局農村振興部設計課  
086-224-4511（内線 2922/2622）

- 「田んぼダム」の支援について（農地整備事業／多面的機能支払交付金）

中国四国農政局農村振興部農地整備課  
086-224-4511（内線 2661/内線 2671）

- 「流域治水への取組」の問合せ先  
農林水産省農村振興局整備部水資源課  
担当者：農業用水対策室  
代表：03-3502-8111（内線5516）  
ダイヤルイン：03-3502-3083



[https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi\\_agwater/ryuiki\\_tisui.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi_agwater/ryuiki_tisui.html)

# 近畿中国森林管理局

江の川流域水害対策協議会(第1回)

## ○森林整備事業

- ・江の川水系の上流域にある国有林については、森林計画等に基づき、計画かつ適切な森林整備を行うことで、森林の持つ様々な機能の維持・向上を図ります。具体的には、降雨等の浸透・保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下床植生の発達を促すための間伐等を行います。
- ・また、人工林については、複層林化及び針広混交林化への誘導のための森林施業を計画的に行います。

## ○治山事業

- ・山崩れ等が発生し森林の持つ機能が著しく低下した場合は、治山事業により復旧工事を行い、早期緑化を図ります。また、保安林機能が低下した森林は、保安林整備として本数調整伐等を行い、森林の持つ機能を発揮させます。

## ○森林整備事業



森林整備〈間伐前〉



森林整備〈間伐後〉



下床植生が発達した森林



針広混交林

## ○治山事業



山腹崩壊（施工前）



山腹工（施工後）



保安林整備（本数調整伐＋丸太筋工）



# 中国財務局

江の川流域水害対策協議会(第1回)



# 江の川流域水害対策協議会（第1回）

～経済対策における国有財産の活用（国土強靱化）～

令和4年9月27日  
中国財務局

# 経済対策における国有財産の活用(国土強靱化)

## 国土強靱化など安全・安心の確保(R2.12.8 総合経済対策)

### 遊水地・貯留施設の整備加速

○ 激甚化する水災害への対応を強化するため、財務省ではR7年度までに全国50箇所を目標に、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進することとしている。

➡ R2.10 活用可能な国有地のリスト(1万件超)を国交省に情報提供。

R3.6 既貸付中の公園のリスト(2,200件超)を国交省に追加で情報提供。

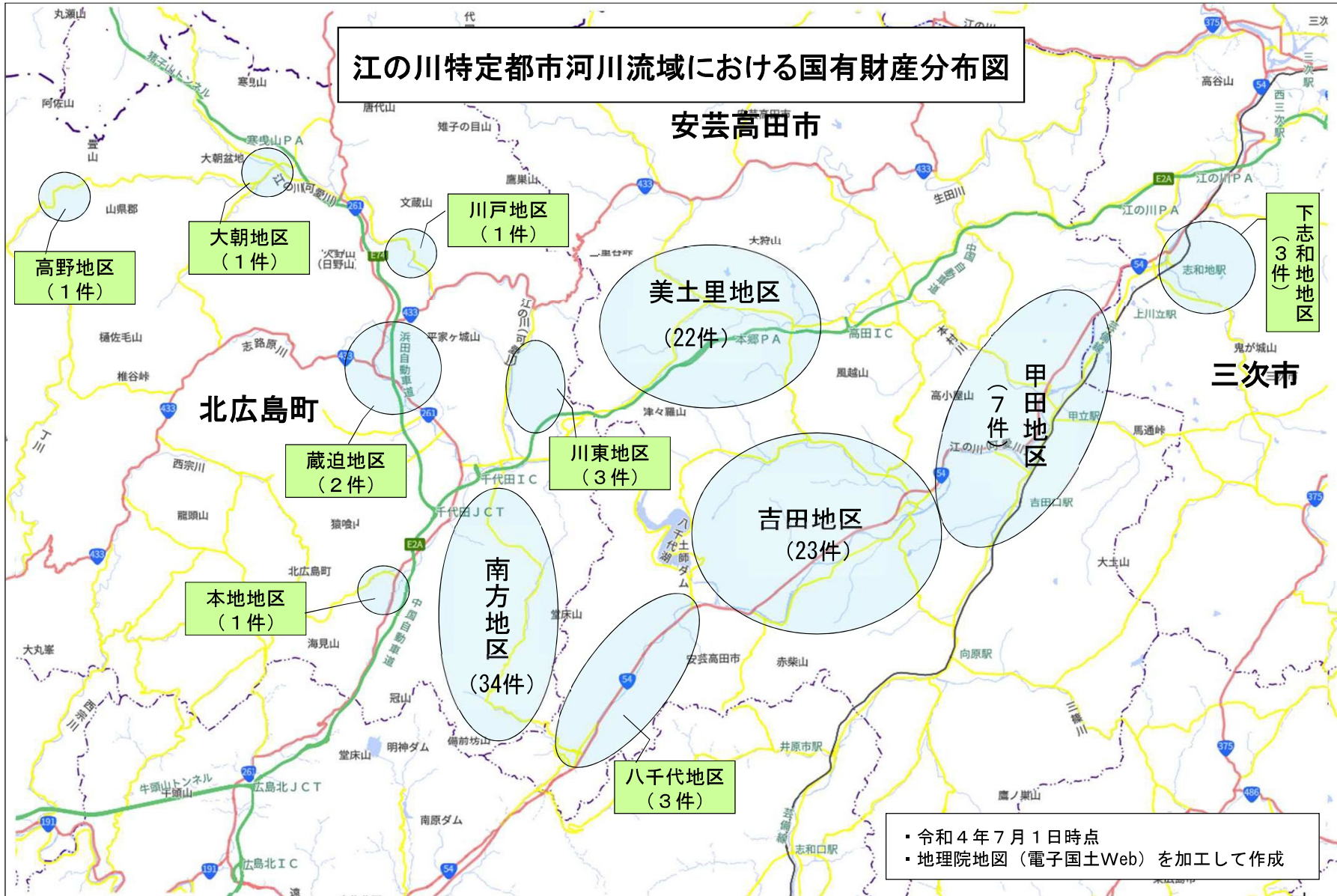
R3.8 国交省が選定した整備検討地(143件)を財務局に情報提供。

R3.5 特定都市河川浸水被害対策法改正(国交省)

浸水被害防止が困難な河川(特定都市河川)の流域において地方自治体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能。

### 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速





# 広島県

江の川流域水害対策協議会(第1回)

# 浸水対策重点地域緊急事業【江の川水系多治比川】（広島県）

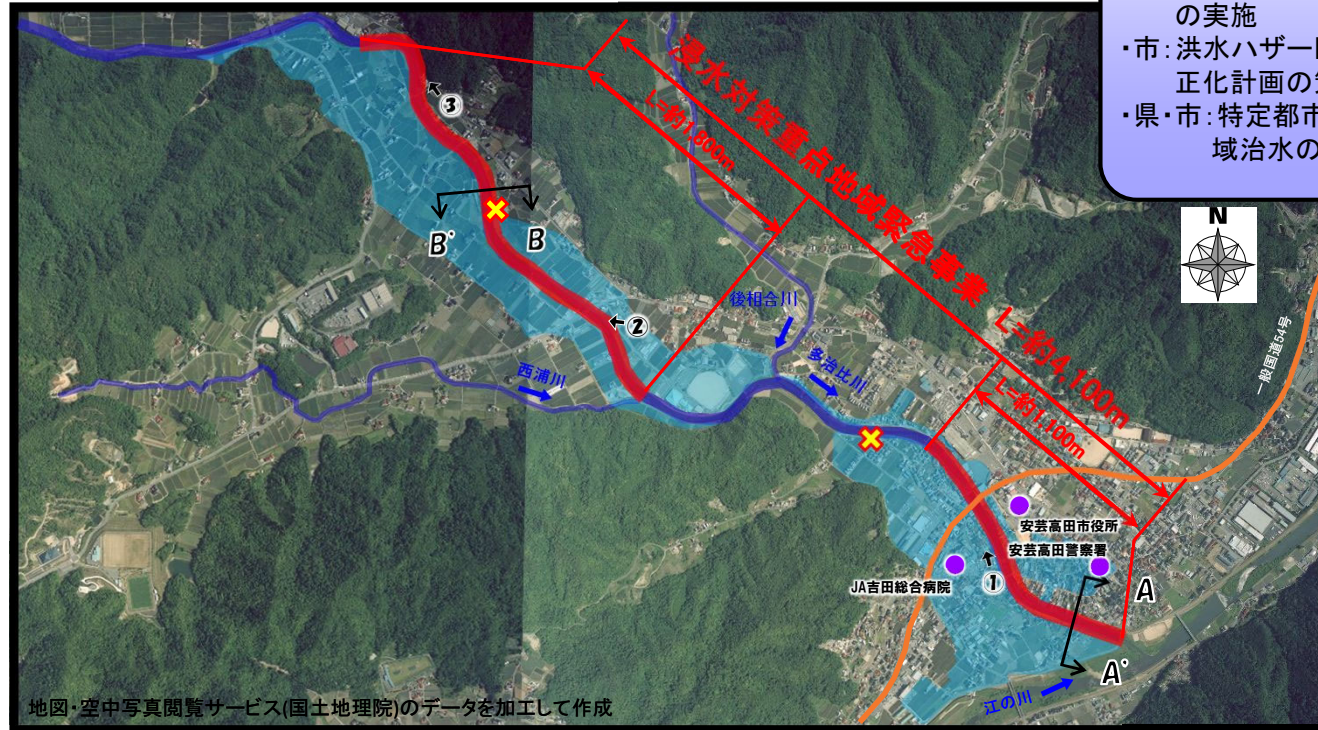
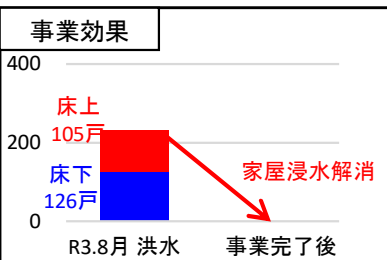
広島県安芸高田市の江の川水系多治比川では、令和3年8月洪水により、床上浸水105戸、床下浸水126戸の甚大な浸水被害が発生。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、河道掘削、橋梁架替等の整備を実施するとともに、内水対策や土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。



【全体計画】  
 河川名 : 一級河川 江の川水系多治比川  
 事業内容 : 河道掘削, 橋梁架替等  
 全体事業費 : 約74億円  
 事業期間 : R4~R9  
 施工地 : 安芸高田市

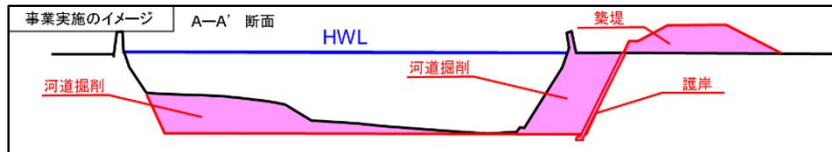
【令和4年度当初】  
 事業内容 : 測量設計等  
 事業費 : 130百万円 (国費65百万円)

	当該事業区間の 浸水戸数(戸)		
	床上	床下	計
R3.8月 洪水	105	126	231



- ＜都道府県等の独自事業＞
- 県・市単独事業との連携
    - ・県: 堆積土除去、堤防かさ上げ
    - ・市: 内水対策(検討中)
  - ソフト対策
    - ・県: 中小河川の洪水浸水想定区域の指定、まるごとまちごとハザードマップの実施
    - ・市: 洪水ハザードマップの更新、立地適正化計画の策定
    - ・県・市: 特定都市河川指定等による流域治水の推進

- 【凡例】
- 要配慮者施設及び官公庁
  - 浸水重点事業区間 (R3.8月洪水)
  - 浸水範囲
  - ✕ 破堤箇所



※各施設は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性もある

# 三次市

江の川流域水害対策協議会(第1回)

# 平成30年7月豪雨による浸水被害の状況

馬洗川の水位が上昇し、4つの支川(特に大谷川)から馬洗川へ流出しにくい状況になり、支川の水が越流部から畠敷の用水路へ流れ込み、地盤高が低い下流へ流れ浸水範囲が拡大



- ☒ : 排水樋門・樋管
- : 排水機場(内水排除)
- ▲ : 仮設ポンプ(内水排除)
- ▨ : 浸水範囲
- ← : 流出量の流れのイメージ

願万地排水機場  
【4m<sup>3</sup>/s】

畠敷救急内水排水機場  
【3m<sup>3</sup>/s】

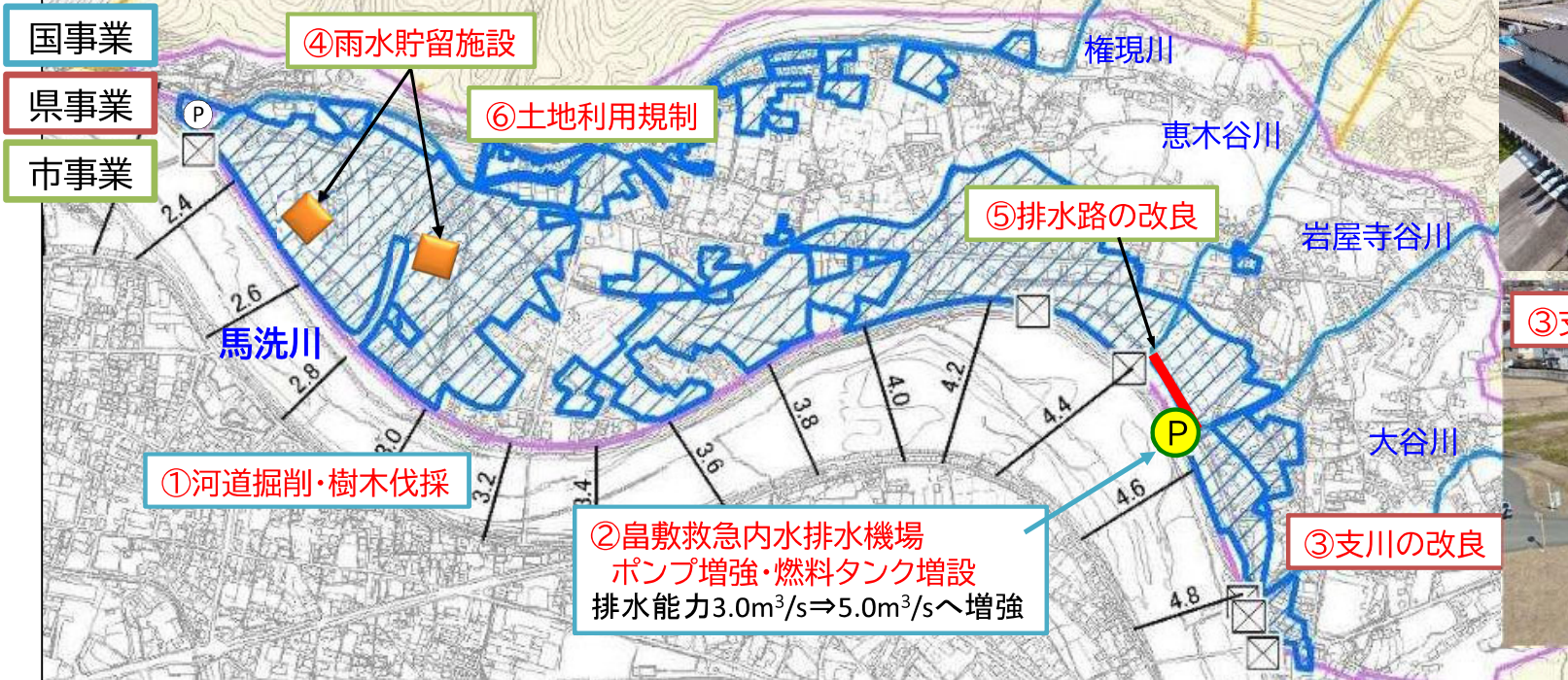


地区内の浸水被害状況	
床上浸水家屋	82戸
床下浸水家屋	145戸
合計	227戸



# 内水対策(国・県・市の三者連携によるハード・ソフト対策)

国	①江の川本川及び馬洗川の河道掘削及び樹木伐採 ②畠敷救急内水排水機場ポンプ増強及び燃料タンク増設
県	③馬洗川支川(大谷川)改良
市	④雨水貯留施設整備(2箇所) ⑤畠敷救急内水排水機場ポンプ増強に伴う排水路改良 ⑥土地利用規制(三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例施行)



# ● 三次市の事業(雨水貯留施設整備)

ハード  
対策

## 事業概要

事業箇所:三次市三次町願万地  
貯留容量:2~3万m<sup>3</sup>(※2箇所合計)  
完成時期:令和5年度予定

### ■ 貯留施設①

貯留量  $V=7,600\text{m}^3$

計画貯留深  $h=1.0\text{m}$

### ■ 貯留施設②

詳細検討中

### ■ 財源

緊急自然災害防止対策事業債



# 三次市の事業(土地利用規制)

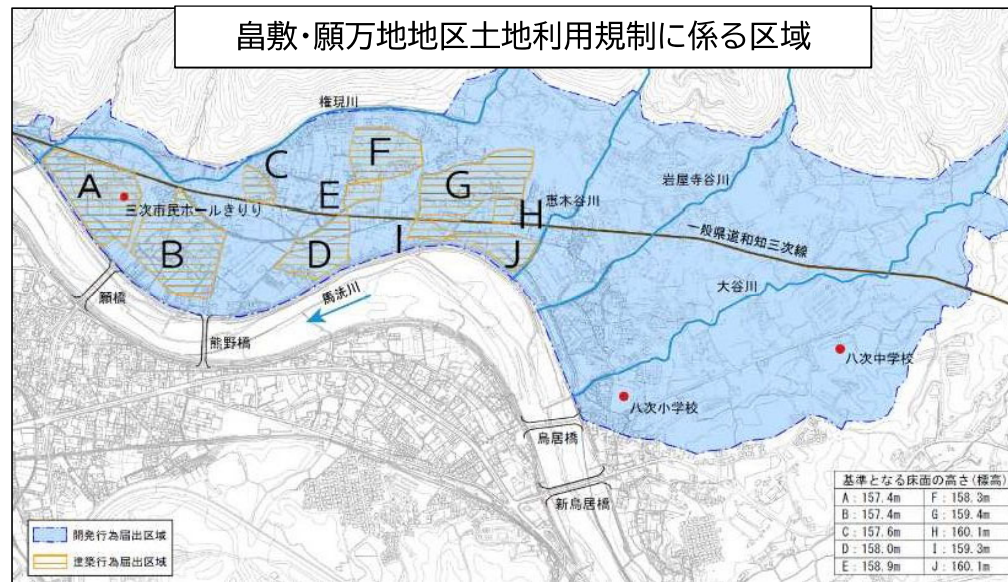
ソフト  
対策

- 平成30年7月豪雨により内水被害のあった畠敷・願万地地区は、交通利便性が高く三次中心部に近いことなどから、ハード対策後も宅地開発等が見込まれ、継続して内水浸水被害の軽減を図っていく取組が必要。
- そのため、三次市では、区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備。〈令和3年4月1日制定, 10月1日施行〉

## 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例の概要

### □ 条例の目的

内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。

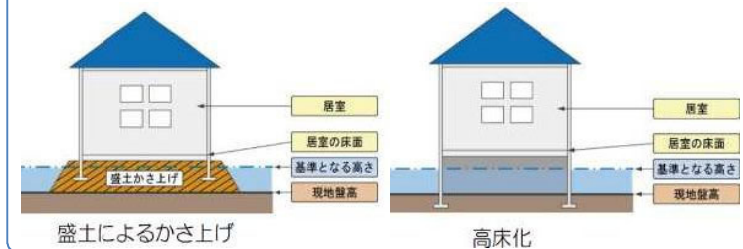


## 住宅の浸水対策等

### □ 建築行為に関する浸水対策

- 床上浸水を防止するため、建築行為届出区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限

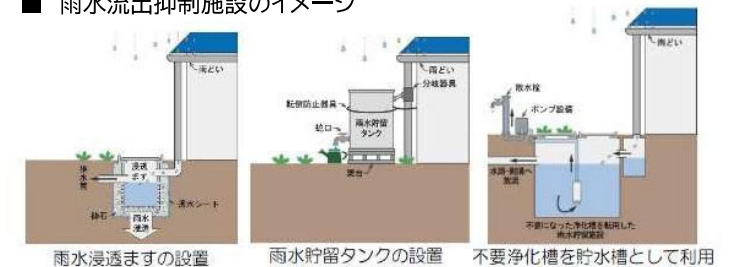
#### ■ 居室の床面の高さの制限イメージ



### □ 開発行為に関する浸水対策

- 下流域への雨水流出を抑えるため「開発行為届出区域」を設定し、一定規模以上(1,000m<sup>2</sup>)の開発行為について、雨水流出抑制施設の設置を義務化

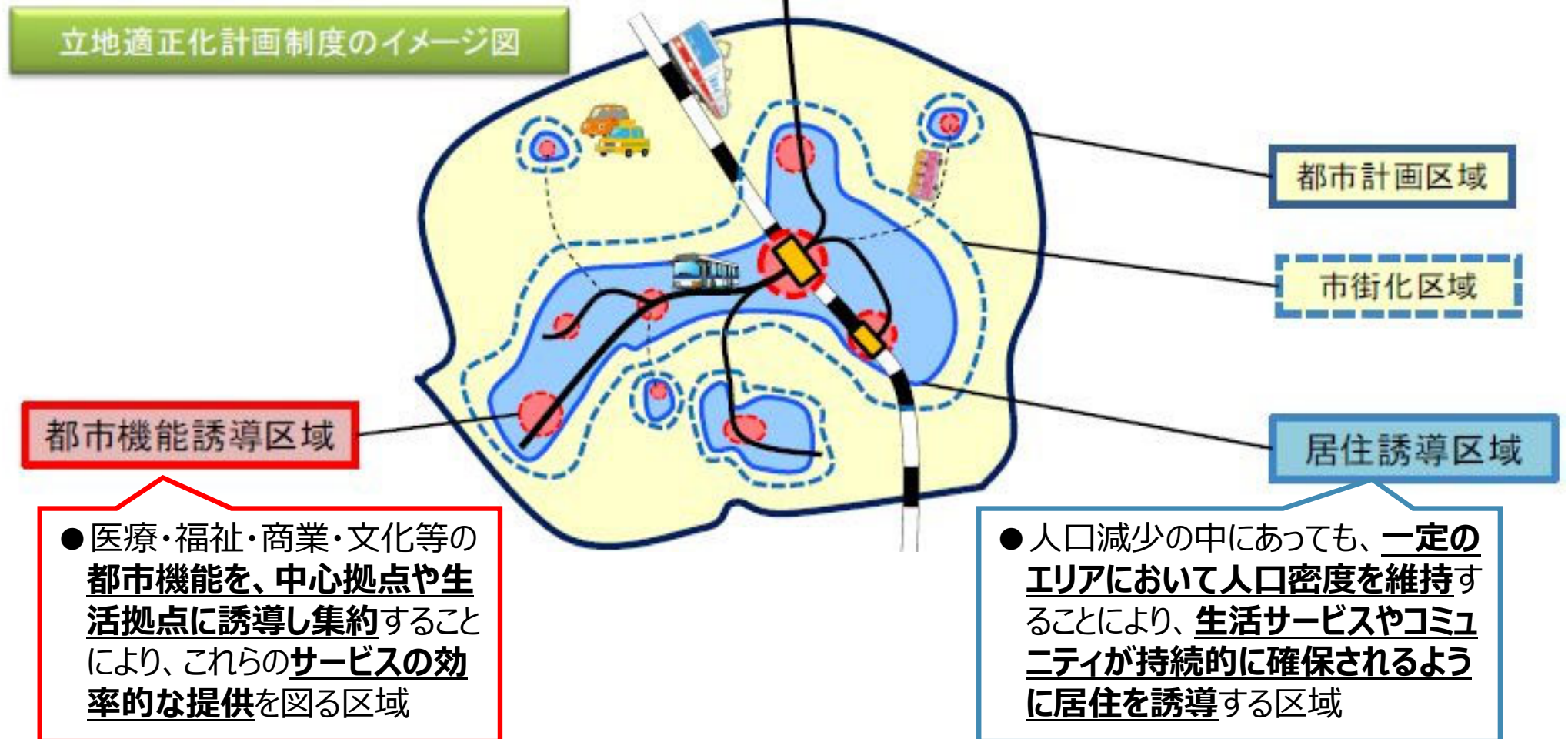
#### ■ 雨水流出抑制施設のイメージ



# 安芸高田市

江の川流域水害対策協議会(第1回)

- 立地適正化計画とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するために策定する計画であり、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され制度化されました。
- 制度上、**対象区域は都市計画区域内**に限定されており、生活に必要な商業・医療などの都市機能や、居住機能を誘導する区域を定め、誘導方法等を位置づけることで、人口密度を維持するための方針を定めます。



# 北広島町

江の川流域水害対策協議会(第1回)

## I. 現状と課題

**本町における稲作農業**は、法人化、大型化が図られてきたが、従事者の高齢化や**担い手不足が深刻化**している。

また、中山間地域特有の小規模な圃場が多く、法人等が多くの圃場を管理しなくてはならないことから、水管理や除草作業が十分に行われず、収穫量の減少や景観の悪化、水田の持つ多面的機能の低下など、法人等の経営や地域の環境に大きな影響を与えており、圃場の水管理と除草作業は作業負担が大きく、法人等の経営規模の拡大や、若い世代の農業への就農を阻害する要因となっている。

## II. 事業の目的

IoTを活用したスマート農業で、農作業の省力化・効率化を図ることで、法人等の経営規模の拡大や収益の増加による**若い世代の雇用を創出し、将来の担い手を育成**する。

また、農地の適正管理による、景観や防災機能を維持し、**町民の安心安全な暮らしを守る**。

## III. 実証実験概要

中山間地域の稲作農業における圃場の水管理、除草作業が大きな課題であり、農業従事者との意見交換でも、毎日の水管理が体力的、時間的に大きな負担となっていることが分かった。

まずは、**水管理**の省力化・効率化について**スマート農業**技術の導入効果について実証実験を行うこととした。

## IV. 実証実験場所

### 北広島町豊平地域の吉木地区をモデル地区に選定

(地区選定理由)

町としても、スマート農業技術の導入による大型農家の規模拡大や、法人化を推進していくこととしている。

吉木地区は、地区内の農地を複数の大型農家が耕作しており、高齢化が進行する中で将来的に法人を立ち上げ、地区内を1法人で経営していく将来像を掲げ取り組みを行っており、実証実験を行うことで法人化の実現性をさらに高めることが期待できる。

